

「施設基準パーフェクトブック 2024 年度版」正誤表

本書の内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

2025.11.17 更新

(* : 追記箇所)

頁	訂 正 後	訂 正 前															
分冊Ⅰ P91 「重症度、 医療・看護 必要度」の 基準	別表1（基準① 特に高い基準） 基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者 <table><tr><td>A得点が3点以上の患者</td></tr><tr><td>C得点が1点以上の患者</td></tr></table>	A得点が3点以上の患者	C得点が1点以上の患者	別表1（基準① 特に高い基準） 基準を満たす患者：下記のいずれかに該当する患者 <table><tr><td>A得点が3点以上又はC得点が1点以上の患者</td></tr><tr><td>A得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者</td></tr></table>	A得点が3点以上又はC得点が1点以上の患者	A得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者											
A得点が3点以上の患者																	
C得点が1点以上の患者																	
A得点が3点以上又はC得点が1点以上の患者																	
A得点が2点以上又はC得点が1点以上の患者																	
分冊Ⅰ P100 様式9	6 . 看護補助者の配置の確認 [例3] ⑤月平均1日当たり看護補助者(みなし含む)配置数(実績) 4,845 時間÷ (30 日× 8 時間) =20.18 人≒20.1 人 (小数点第2 位以下切り捨て) ⇒(1)月平均1日当たり看護補助者配置必要数(最小必要) 18人(①)に対して、月平均1日当たり配置数の実績が 20.1人(⑤)である ⇒(2)看護補助者のみの配置実績は12.8人(②)で、最小 必要数18人の5割である9名を超えている→7.1割 ⇒(3)(1)(2)により、「急性期看護補助体制加算25対1(看 護補助者5割以上)」の施設基準を満たしている	6 . 看護補助者の配置の確認 [例3] ⑤月平均1日当たり看護補助者(みなし含む)配置数(実績) 4,845 時間÷ (30 日× 8 時間) =20.18 人≒20.1 人 (小数点第2 位以下切り捨て) ⇒ 月平均1日当たり看護補助者配置必要数18人に対して、 月平均1日当たり配置数の実績が20.1人である ⇒ 全体配置数(⑤20.1人)のうち、看護補助者(②12.8人) の割合は6.3割となり、5割以上である															
分冊Ⅰ P134 A101【疑 義解釈】	2024.4.26 その3 【看護補助体制充実加算】	【看護補助体制充実加算】															
分冊Ⅰ P447 回復期リ ハビリテ ーション 入院医療 管理料	4 回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準 (1) リハビリテーション科を標榜しており、・・・常勤換算 し常勤従事者数にそれぞれ算入することができる。 (2) (1)に規定する理学療法士及び作業療法士については、	4 回復期リハビリテーション入院医療管理料の施設基準 (1) リハビリテーション科を標榜しており、・・・常勤換算し常 勤従事者数にそれぞれ算入することができる。(2) (1)に規 定する理学療法士及び作業療法士については、															
分冊Ⅲ P233 補足資料	(9) ①-2 特定入院料等の施設基準一覧 <table><tr><th>施設基準 名</th><th>区分</th><th>看護職員</th></tr><tr><td rowspan="2">A301 特定集中 治療室管 理料</td><td>管理料5</td><td>・常時2対1以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の 看護の経験5年以上有し集中治 療看護に関わる適切な研修を修 了した専任の常勤看護師を当該 治療室内に週20時間以上配置 (専任の常勤看護師2名組み合 わせでも可)</td></tr><tr><td>管理料6</td><td></td></tr></table>	施設基準 名	区分	看護職員	A301 特定集中 治療室管 理料	管理料5	・常時2対1以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の 看護の経験5年以上有し集中治 療看護に関わる適切な研修を修 了した専任の常勤看護師を当該 治療室内に週20時間以上配置 (専任の常勤看護師2名組み合 わせでも可)	管理料6		(9) ①-2 特定入院料等の施設基準一覧 <table><tr><th>施設基準 名</th><th>区分</th><th>看護職員</th></tr><tr><td rowspan="2">A301 特定集中 治療室管 理料</td><td>管理料5</td><td rowspan="2">・常時2対1以上 (看護師のみ)</td></tr><tr><td>管理料6</td></tr></table>	施設基準 名	区分	看護職員	A301 特定集中 治療室管 理料	管理料5	・常時2対1以上 (看護師のみ)	管理料6
施設基準 名	区分	看護職員															
A301 特定集中 治療室管 理料	管理料5	・常時2対1以上 (看護師のみ) ・集中治療を必要とする患者の 看護の経験5年以上有し集中治 療看護に関わる適切な研修を修 了した専任の常勤看護師を当該 治療室内に週20時間以上配置 (専任の常勤看護師2名組み合 わせでも可)															
	管理料6																
施設基準 名	区分	看護職員															
A301 特定集中 治療室管 理料	管理料5	・常時2対1以上 (看護師のみ)															
	管理料6																

頁	訂 正 後	訂 正 前												
分冊Ⅲ P244 補足資料	(9) ② B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table><tr><th>区分</th><th>医師</th></tr><tr><td>2</td><td>専任の医師</td></tr><tr><td>3</td><td>－</td></tr></table>	区分	医師	2	専任の医師	3	－	(9) B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table><tr><th>区分</th><th>医師</th></tr><tr><td>2</td><td>化学療法の経験を5年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師</td></tr><tr><td>3</td><td></td></tr></table>	区分	医師	2	化学療法の経験を5年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師	3	
区分	医師													
2	専任の医師													
3	－													
区分	医師													
2	化学療法の経験を5年以上有し、適切な研修を修了した専任の常勤医師													
3														
分冊Ⅲ P244 補足資料	(9) ② B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table><tr><th colspan="2">その他の要件等</th></tr><tr><td colspan="2">共通 ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示</td></tr></table>	その他の要件等		共通 ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示		(9) B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料 <table><tr><th colspan="2">その他の要件等</th></tr><tr><td colspan="2">共通 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 ・ 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示</td></tr></table>	その他の要件等		共通 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 ・ 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示					
その他の要件等														
共通 ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出・連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示														
その他の要件等														
共通 ・ 緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針 ・ 就労と療養の両立に必要な情報を提供およびウェブサイトの掲載 1 および 2 共通 ・ 専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制 1 のみ ・ 外来化学療法を実施するための専用のベッド有する治療室 ・ 又は他の保険医療機関との連携により緊急時に当該患者が入院できる体制 ・ 化学療法のレジメン委員会の開催 ・ 「B001」の「22」がん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること ・ 「B001」の「23」がん患者指導管理料の口の届出 ・ 連携する保険医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出及び院内への掲示														
分冊Ⅲ P264 補足資料	(9) ④－2 <table><tr><th colspan="2">項目</th></tr><tr><td>M001・3</td><td>体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)</td></tr></table>	項目		M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)	(9) ④－2 <table><tr><th colspan="2">項目</th></tr><tr><td>M001・3</td><td>体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算</td></tr></table>	項目		M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算				
項目														
M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)													
項目														
M001・3	体外照射/3 強度変調放射線治療(IMRT)一回線量増加加算													
分冊Ⅲ P293 補足資料	(9) ⑫ 入院基本料 様式9 平均在院日数 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 〔(当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2〕</td></tr></table>	計算式	当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 〔(当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2〕	(9) ⑫ 入院基本料 様式9 平均在院日数 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2</td></tr></table>	計算式	当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2								
計算式														
当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 〔(当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2〕														
計算式														
当該病棟における直近3か月間の在院患者延べ日数÷ 当該病棟における当該3か月間の新入棟患者数＋当該病棟における新退棟患者数)÷2														
分冊Ⅲ P293 補足資料	(9) ⑫ 急性期一般入院料 等 重症度、医療・看護必要度 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>基準を満たす述べ患者数÷該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月</td></tr></table>	計算式	基準を満たす述べ患者数÷該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月	(9) ⑫ 急性期一般入院料 等 重症度、医療・看護必要度 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>該当病棟の延べ入院患者数÷基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月</td></tr></table>	計算式	該当病棟の延べ入院患者数÷基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月								
計算式														
基準を満たす述べ患者数÷該当病棟の延べ入院患者数 ※直近3か月														
計算式														
該当病棟の延べ入院患者数÷基準を満たす述べ患者数 ※直近3か月														

頁	訂 正 後	訂 正 前						
分冊Ⅲ P293 補足資料	(9) ⑫ 療養病棟入院基本料 在宅復帰機能強化加算 在宅復帰率 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>直近 6 か月間の在宅へ退院した患者のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者数÷直近 6 か月間の退院患者数</td></tr></table>	計算式	直近 6 か月間の在宅へ退院した患者のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者数÷直近 6 か月間の退院患者数	(9) ⑫ 療養病棟入院基本料 在宅復帰機能強化加算 在宅復帰率 <table><tr><th>計算式</th></tr><tr><td>在宅のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者÷在宅</td></tr></table>	計算式	在宅のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者÷在宅		
計算式								
直近 6 か月間の在宅へ退院した患者のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者数÷直近 6 か月間の退院患者数								
計算式								
在宅のうち、退院した患者の在宅での生活が 1 月以上（医療区分 3 の患者については 1 4 日以上）継続する見込みであることを確認できた患者÷在宅								
分冊Ⅲ P352 その他補 足資料	15 練習問題一答と解説 問 7 答：③ (解説) 17 日 日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席 ・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。 ・日勤帯の勤務は、8:30～16:00 の 7.5 時間(7 時間 30 分) ⇒病棟日勤④は「7.5」。 ・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30 (0.25 時間) ⇒病棟夜勤に記入 ・除外する時間が夜勤時間帯に該当する場合には、その時間を総夜勤に計上する。 研修参加時間のうち夜勤時間帯の時間 16:30～17:00(0.5 時間)+病棟夜勤(0.25 時間)＝0.75 時間 ⇒総夜勤に記入 <table><tr><td>7.5</td></tr><tr><td>0.25</td></tr><tr><td>0.75</td></tr></table>	7.5	0.25	0.75	15 練習問題一答と解説 問 7 答：③ (解説) 17 日 日勤(8:15～17:00) 16:00～17:00 感染対策の研修会に出席 ・感染対策に係る研修会への出席時間は、病棟勤務時間から除く。 ・日勤帯の勤務は、8:30～16:000 の 7.5 時間(7 時間 30 分) ⇒病棟日勤④は「7.5」 ・夜勤時間帯の勤務 8:15～8:30 (0.25 時間) ・病棟以外の勤務がないので、総夜勤は病棟夜勤と同じ。 <table><tr><td>7.5</td></tr><tr><td>0.25</td></tr><tr><td>0.25</td></tr></table>	7.5	0.25	0.25
7.5								
0.25								
0.75								
7.5								
0.25								
0.25								
*分冊Ⅲ P341 その他補 足資料	15練習問題 答と解説 問28 (解説) ① ②③⑤が正しい根拠 別添 4 第12 地域包括ケア病棟入院料 1 地域包括ケア病棟入院料の施設基準 (3)当該保険医療機関内に入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること。・・・当該基準を満たしているとみなすことができる。 ①に該当… また、当該病棟又は病室を含む病棟に、専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士又は専従の常勤言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）が 1 名以上配置されていること。 (P I -459) 十一の二 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等 (1)通則 (P I -455) ②に該当…チ ③に該当…イ ⑤に該当…ト	15練習問題 答と解説 問28 (解説) ① ②③⑤が正しい根拠 十一の二 地域包括ケア病棟入院料の施設基準等 (1)通則 (P I -455) ①に該当…ホ 当該病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が一名以上配置されていること。 ②に該当…チ ③に該当…イ ⑤に該当…ト						

頁	訂 正 後	訂 正 前						
分冊Ⅲ P353 その他補 足資料	15 練習問題一答と解説 問 1 2 答：④ (解説)・総夜勤の②は、1 日から 30 日の総夜勤の合計 <u>69.75 時間</u> <table><tr><td>83.5</td></tr><tr><td>61.5</td></tr><tr><td><u>69.75</u></td></tr></table>	83.5	61.5	<u>69.75</u>	15 練習問題一答と解説 問 1 2 答：② (解説)・総夜勤の②は、1 日から30日の総夜勤の合計 <u>69.25時間</u> <table><tr><td>83.5</td></tr><tr><td>61.5</td></tr><tr><td><u>69.25</u></td></tr></table>	83.5	61.5	<u>69.25</u>
83.5								
61.5								
<u>69.75</u>								
83.5								
61.5								
<u>69.25</u>								
分冊Ⅲ P353 その他補 足資料	15 練習問題一答と解説 問 1 3 答：③ (解説) 夜勤人員数②は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間 の計で求める。 ・病院の入院基本料に関する施設基準 4 (3)カロ 夜勤時間帯に看護職員が (略)。 ・61.5 時間 (病棟夜勤計) ÷ <u>69.75</u> (総夜勤計) = <u>0.881</u> →0.88 (少数点第 3 位以下切り捨て)	15 練習問題一答と解説 問 1 3 答：③ (解説) 夜勤人員数②は、病棟夜勤時間の計/総夜勤時間 の計で求める。 ・病院の入院基本料に関する施設基準 4 (3)カロ 夜勤時間帯に看護職員が (略)。 ・61.5 時間 (病棟夜勤計) ÷ <u>69.25</u> (総夜勤計) = <u>0.888</u> →0.88 (少数点第 3 位以下切り捨て)						

本書の発刊後の訂正通知による追補は、経営書院ホームページの
「施設基準パーフェクトブック2024年度版」の ページに掲載しています。
https://www.e-sanro.net/books/books_iryu/shisetsukijun/86326-378.html